

議第27号

高山市児童生徒等の重大事態調査委員会設置条例について

高山市児童生徒等の重大事態調査委員会設置条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市児童生徒等の重大事態調査委員会を設置するため制定しようとする。

## 高山市児童生徒等の重大事態調査委員会設置条例

### (設置)

第1条 高山市が設置する学校等における児童生徒等の重大事態に係る事実関係を明確にし、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図るため、高山市児童生徒等の重大事態調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他市長が特に認めるものをいう。
- (2) 児童生徒等 学校等に在籍し、又は学校等を利用する18歳未満の者（重大事態の原因となる事案の発生時に在籍又は利用していた者を含む。）をいう。
- (3) 重大事態 高山市が設置する学校等におけるいじめ及び校内暴力並びに学校等の管理下における事故、自然災害等により児童生徒等の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められること又はいじめにより児童生徒等が相当の期間学校等を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められることをいう。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び審議を行い、その結果を市長に答申すること。
- (2) 前号の規定に基づく調査及び審議の結果に基づき、必要に応じて、問題の解決を図るための方策及び再発防止策を市長に提言すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項について調査及び審議すること。

### (組織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者から市長が委嘱する。
- 3 市長は、前条各号に規定する事務を行うため必要があるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員を置くことができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第3項の規定により委嘱する委員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該委員の委嘱に係る事案について第3条各号に規定する事務が終了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員のうちから互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に専門知識を有する者その他委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年高山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条、第6条関係)			別表(第2条、第6条関係)		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会委員の項～農地利用最適化推進委員の項(略)		高山市職員の旅費に関する条例(昭和37年高山市条例)	教育委員会委員の項～農地利用最適化推進委員の項(略)		高山市職員の旅費に関する条例(昭和37年高山市条例)
介護認定審査会 会長～障がい支援 区分認定審査	日額 25,000円		介護認定審査会 会長～障がい支援 区分認定審査	日額 25,000円	

<p>会会長の職務代 理者（略） 障がい支援区分 認定審査会委員 （医師）</p>	<p>第21号。 以下「旅費 条例」とい う。）に規定 する市長等 の旅費額に 相当する額</p>	<p>会会長の職務代 理者（略） 障がい支援区分 認定審査会委員 （医師） <u>児童生徒等の重 大事態調査委員 会委員</u></p>	<p>第21号。 以下「旅費 条例」とい う。）に規定 する市長等 の旅費額に 相当する額</p>
<p>介護認定審査会委員（医師又 は歯科医師以外の者）からス ポーツ推進委員までに係る部 分（略）</p>		<p>介護認定審査会委員（医師又 は歯科医師以外の者）からス ポーツ推進委員までに係る部 分（略）</p>	
<p>鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者） から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、 嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに 係る部分（略）</p>		<p>鳥獣被害対策実施隊員（狩猟免許所持者） から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、 嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに 係る部分（略）</p>	